

一般財団法人山口観光コンベンション協会賛助会員規則

(目 的)

第1条 この規則は、一般財団法人山口観光コンベンション協会（以下「協会」という。）定款第42条の規定に基づき、賛助会員の入退会及び会費等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(入会手続)

第2条 賛助会員として入会しようとする者は、賛助会員入会申込書（別紙第1）により、理事長に申し込まなければならない。

2 入会の可否は、理事長が決定する。

3 届け出の内容に変更が生じた場合は、賛助会員変更届（別表第2）を提出しなければならない。

(賛助会費)

第3条 賛助会費（以下「会費」という。）は、別紙第3のとおりとし、毎年6月末日までに納入しなければならない。ただし、新規加入のときは、入会決定後速やかに会費を納入するものとする。

(特 典)

第4条 賛助会員は、協会が主催する各種会合等への参加及び協会の発行する情報誌等の配布を受けることができる。

(賛助会員の資格喪失)

第5条 賛助会員は、次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡又は賛助会員である団体が消滅したとき。
- (3) 2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(除 名)

第6条 賛助会員が、次の各号の一に該当する場合には、除名することができる。

- (1) 協会の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 協会の名誉を傷つけ、又は目的に違反したとき。
- (3) 賛助会員としてふさわしくないと認められる行為をしたとき。

(退 会)

第7条 賛助会員は、賛助会員退会届（別紙第4）を提出して、任意に退会をすることができる。

2 前項の場合、賛助会員が納入した会費については、これを返還しない。

(補 足)

第8条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

付 則

この規則は、本協会の設立許可のあった日から施行する。

付 則

この規則は、一般財団法人山口観光コンベンション協会の移行登記の日から施行する。

別表第3（第4条関係）

賛助会費

区 分	口 数	年 会 費
理 事 長	40	200,000
副 理 事 長	20	100,000
専 務 理 事	10	50,000
理 事	10	50,000
評 議 員	10	50,000
監 事	10	50,000
3 号 議 員	5～	25,000～
2 号 議 員	4	20,000
	3	15,000
1 号 議 員	2	10,000
	1	5,000
市 民 会 員	1	2,000

※ 役員及び一般会員は1口を5,000円とする。ただし、市民会員は1口2,000円以上とする。

別表第2（第2条関係）

年 月 日

一般財団法人山口観光コンベンション協会
理 事 長 殿

住所

（名称及び代表者名）

氏名

印

賛助会員変更届

届出しておりました内容に変更がありましたので、下記により届け出ます。

記

変 更 前		変 更 後	
所在地	〒	所在地	〒
TEL		TEL	
FAX		FAX	
(フリガナ) 事業所名		(フリガナ) 事業所名	
役職名		役職名	
(フリガナ) 代表者名		(フリガナ) 代表者名	
業種		業種	
加入口数	口 円	加入口数	口 円

別表第4（第6条関係）

年 月 日

一般財団法人山口観光コンベンション協会
理 事 長 殿

住所

（名称及び代表者名）

氏名

印

賛 助 会 員 退 会 届

一般財団法人山口観光コンベンション協会賛助会員を下記の理由により退会いたしたく、ここに退会届を下記により届け出ます。

記

1 理由	
2 事業所名	TEL : ()
3 所在地	〒
4 代表者名	
5 会員番号	